官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○セグロウリミバエの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五三）　一
〔法規的告示〕
○セグロウリミバエの緊急防除に関する告示の一部を改正する告示（農林水産一八一四）　一
〔その他告示〕
○皇居において新年一般参賀を行う件（宮内庁一五）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三八九）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四五）
○スーダン共和国における紛争の影響を受けた地域における小学校再開計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務四四三）
○食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四四四）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件（同四四五）
○保安林の指定をする件（農林水産一八一五～一八三〇）
○道路に関する件（中国地方整備局八四）
〔国会事項〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示二～五）　三
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　三
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五〇）　三
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三七
会社その他

省　令

○農林水産省令第五十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、セグロウリミバエの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二日　農林水産大臣　鈴木　憲和

セグロウリミバエの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

セグロウリミバエの緊急防除に関する省令（令和七年農林水産省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和七年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千八百十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第四百十九号（セグロウリミバエの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　防除を行う区域　沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村 二　防除を行う期間　令和七年四月十四日から令和九年三月三十一日まで	一　防除を行う区域　沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村 二　防除を行う期間　令和七年四月十四日から令和七年十二月三十一日まで

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

その他告示

○宮内庁告示第十五号

令和八年一月二日、皇居において、新年一般参賀を次のとおり行う。

令和七年十二月二日

宮内庁長官　西村　泰彦

一　参賀者は、午前九時三十分から午後二時十分までに正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門又は乾門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○総務省告示第三百八十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月二日

総務大臣　林　芳正

一　名称　ミクロネシア等における人道支援・災害救援共同訓練（クリスマス・ドロップ）実施部隊

二　国外派遣期間　令和七年十二月三日から令和七年十二月十六日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム島

○法務省告示第百四十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月二日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

堀内　伸浩

○外務省告示第四百四十三号

令和七年十一月四日にニューヨークで、スーダン共和国における紛争の影響を受けた地域における小学校再開計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　紛争の影響を受けた地域における小学校再開計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億三千五百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　マンディープ・オブライエン国際連合児童基金公的パートナーシップ局長

令和七年十二月二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百四十四号

令和七年十一月十日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　内田立国在モーリタニア大使

モーリタニア側　アブダッラー・スレイマン・シェイフ・シディヤ経済・開発大臣

令和七年十二月二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百四十五号

令和七年十一月七日にプノンペンで、円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の平成二十九年八月七日付けの交換公文に従ってカンボジア王国政府に供与されることになったシハヌークビル港新コンテナターミナル整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がカンボジア王国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十一月七日まで延長される旨の口上書の交換が、カンボジア王国政府との間に行われた。

令和七年十二月二日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字木曽内一二七六、一二七八、字桑原内一三六五、字ケ入二〇六五の一、二〇六六、二〇六七、字薬師入二〇六八、二〇六九の一、二〇六九の三、二〇七〇、二〇七二の一、二〇七二の四、二〇七三から二〇七七まで、二〇八二、二〇八三の一、字栃窪二〇八六の二、二〇八七の一、二〇八七の三、字長ノ山二〇八九の一、字木曽入二〇九〇の一、二〇九〇の二、字脇ノ入二三四九、二三五一から二三五三まで、字イケノト屋二三五四、字広久保二三五五の二、二三五七の一、二三六〇、字檜木戸屋二三六二、字池ノ南二三七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師入二〇七五から二〇七七まで・二〇八二・二〇八三の一・字脇ノ入二三五一から二三五三まで・字檜木戸屋二三六二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県足利市田島町字薬師部二一〇一から二一〇三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師部二一〇一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字薬師入二〇七一の一、二〇七一の三、二〇七九、二三六八、字檜木戸屋二三六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薬師入二〇七九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡岩手町大字久保第一地割三三七の一、三三七の七、三三七の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び岩手町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水郡長島町川床字冷水平八一六の一、八一九の三、字龍毛八二六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字冷水平八一六の一（次の図に示す部分に限る。）、八一九の三、字龍毛八二六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県大野市南六呂師一四九字下蛇谷一の四、一の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一四九字下蛇谷一の四・一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大谷九二字嵯峨手一の一・二の一・二の二・一一四字清水一七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四二、四三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町梅浦一三八字北犬ケ平五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町栃川七二字善光寺谷二四の一、二五の一、二五の二、二五の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県みどり市大間々町塩原七七七、七七八の一から七七八の五まで、七七九から七八一まで、七八三、七八四の一、七八四の二、一八二九の一から一八二九の五まで、一八三七の一から一八三七の四まで、一八四一の一、一八四一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧字水ノ入七一五四、七一五五、大字西野牧字井戸入一一五四四の一、一一五五二、字小平一一七〇七、字黒竹一一七七八から一一七八〇まで、甲一一七八一、乙一一七八一、甲一一七八四、乙一一七八四、甲一一七八五、乙一一七八五、乙一一七八九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町字扇石二四九地先・二五〇の一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、二四九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県一関市藤沢町黄海字小日形一三七の一・一三九・一四一・一四三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町長坂字中倉三〇六の四（次の図に示す部分に限る。）、一三七の二、三〇六の一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中倉一三七の二・三〇六の四・三〇六の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町塔中字宮谷二八五、字穴畠二九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮谷二八五・字穴畠二九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月二日

中国地方整備局長　杉中　洋一

その関係図面は、令和七年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	東広島市安芸津町小松原字新開五七六番一から同市安芸津町小松原字新開五七六番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十一月二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

十一月二十八日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆法第一号）

質問書提出

十一月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

警察官の増員に関する質問主意書（宗野創提出）

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する質問主意書（橋本幹彦提出）

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問主意書（櫛渕万里提出）

高市首相の防衛国債についての国会答弁に関する質問主意書（長妻昭提出）

答弁書受領

十一月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛提出ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出食料品の消費税ゼロ化に係る「ＰＯＳレジシステム改修」を巡る説明の真偽に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出不登校児童生徒支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出教員による盗撮・わいせつ事件の多発に伴う学校安全対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出衆議院における比例代表のみを対象とする定数削減の是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ提出日米政府の戦略的投資イニシアティブにおけるキャッシュフロー分配に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出公益通報者保護法に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出日本国との平和条約第十一条に関する質問に対する答弁書

参議院

会議

十二月一日（月曜日）午後一時　本会議

議決通知

十一月二十八日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、食品安全委員会委員に春日文子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、個人情報保護委員会委員に藤村明子、木田俊昭、藤井英治及び新保史生を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、証券取引等監視委員会委員長に中原亮一を、同委員に加藤さゆり及び橋本尚を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、電気通信紛争処理委員会委員に笠井之彦、三尾美枝子、小塚荘一郎、中條祐介及び前原賀代を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、電波監理審議会委員に大久保哲夫を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に岩井睦雄、前田香織及び榊原陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央更生保護審査会委員に久保美紀を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、運輸審議会委員に堀川義弘及び大石美奈子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、運輸安全委員会委員に堂園正人、古川敦、大野寛之、鈴木美緒及び新妻実保子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に星景子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

質問主意書提出

十一月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第五七号）

答弁書受領

十一月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員青木愛提出木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問に対する答弁書（第四〇号）

参議院議員青木愛提出オスプレイを含めた防衛装備品のプロジェクト管理に関する質問に対する答弁書（第四一号）

参議院議員青木愛提出今後の木更津駐屯地における日米オスプレイの共通整備基盤に関する質問に対する答弁書（第四二号）

参議院議員青木愛提出小泉防衛大臣の記者会見における「整理」発言に関する質問に対する答弁書（第四三号）

参議院議員伊勢崎賢治提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の基本姿勢に関する質問に対する答弁書（第四四号）

参議院議員石垣のりこ提出「外国人が増えると犯罪が増える」という情報に係る政府の認識に関する質問に対する答弁書（第四五号）

参議院議員石垣のりこ提出原子力潜水艦の保有の検討に関する質問に対する答弁書（第四六号）

参議院議員塩村あやか提出闘犬と動物愛護・動物福祉に関する質問に対する答弁書（第四七号）

法律公布奏上及び通知

十一月二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

大井喜久夫

従五位に叙する（各通）

佐藤　武秀　　中村　恭明

水津　文人　　知花　清

山田　悦郎　　山中　卓

石原　成人　　岩瀬　浩

柄澤　昇　　小柳　博資

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

蟹江　正行

千葉　保

登　康敏

大山　一美

伊東　幸人

林　正

本村　貢

高野　恭一

何川　一幸

大西　耕司

佐藤　賢昭

中山　直樹

播磨　保

久松　弘幸

平松　一郎

丸山　博之

山口　廣八

従七位に叙する（以上十月二十日）

従三位に叙する

（長岡技術科学大学名誉教授）

従四位に叙する

橋本　正樹

正五位に叙する（各通）

池上　敬治　　市橋　徳夫

従五位に叙する（各通）

石井　隆明

正六位に叙する（各通）

秋田　幸満　　猪俣　愛明

黒見　祐治　　小林　武彦

中井　誠一

（警視庁警部）

従六位に叙する（各通）

杉田　睦　　前田　宗孝

従七位に叙する（各通）（以上十月二十一日）

相澤　陽一

従五位に叙する

小池　正志　　野村　亮

正六位に叙する（各通）

稲尾　正喜　　小島原惠光　　佐々木君一

清水　静　　行方　弘章　　福澤　宏夫

外園　慎　　吉田　清秀　　吉野　雅直

従六位に叙する（各通）

及川　國司　　野井　澄

正七位に叙する（各通）

池田　達夫

従七位に叙する（各通）（以上十月二十二日）

片山　義明

従六位に叙する（十月二十三日）

従五位に叙する

水津　文人

正六位に叙する（以上十月二十六日）

○叙勲

旭日単光章を授けられる（十月二十日）
風間　金助

旭日単光章を授けられる（十月二十一日）
坂巻　正義

旭日単光章を授けられる（十月二十二日）
土手　正喜

旭日単光章を授けられる（十月二十三日）
池内　啓二　　石原　成人　　佐藤　武秀
塚本　信行　　中村　恭明

瑞宝双光章を授けられる（各通）
大山　一美　　長谷川光雄

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十月二十日）
（長岡技術科学大学名誉教授）　林　正

瑞宝中綬章を授けられる
市橋　徳夫

瑞宝小綬章を授けられる
大西　耕司　　杉田　睦

瑞宝双光章を授けられる（各通）
（警視庁警部）　中山　直樹

瑞宝単光章を授けられる（以上十月二十一日）
稲尾　正喜　　小池　正志
行方　弘章　　久松　弘幸

瑞宝双光章を授けられる（各通）
池田　達夫　　久保　忠次　　酒井　文雄
野井　澄　　吉野　雅直

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十月二十二日）
片山　義明

瑞宝双光章を授けられる（十月二十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ルーマニアの国祭日につき、十一月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

群馬労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月２日

群馬労働局長　上野　康博

第４号中「１時間1,056円」を「１時間1,120円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月２日

群馬労働局長　上野　康博

第４号中「１時間1,067円」を「１時間1,131円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月２日

群馬労働局長　上野　康博

第４号中「１時間1,056円」を「１時間1,120円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月２日

群馬労働局長　上野　康博

第４号中「１時間1,056円」を「１時間1,120円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年12月１日をもって満了した。

令和７年12月２日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度航空管制官採用試験

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画不認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一六頁（号外第一六一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　七十一頁（号外第一三二号）

令和七年十二月二日
東京都品川区大崎一丁目二番二号
（甲）株式会社金陽社
代表取締役　服部　琢夫
東京都品川区大崎一丁目二番二号
（乙）金陽社関東販売株式会社
代表取締役　湯澤　安秀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
東京都品川区小山台一丁目二九番一号
（甲）合同会社ＧＲＯＷＩＮＧ
代表社員　藤原　**真**野
東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階
（乙）合同会社ＣＲＥＣＩＥＮＴＥ
代表社員　藤原　**真**野

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二九四頁（号外第一四八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一三七頁（号外第一三九号）

令和七年十二月二日
愛知県名古屋市熱田区旗屋一丁目九番二一号
（甲）株式会社マキテック
代表取締役　大野　裕幸
群馬県太田市矢場町二七〇七
（乙）株式会社柳田鉄工所
代表取締役　鈴木　宣久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月七日であり組織変更後の商号は株式会社とちたて企画とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
北海道釧路市鳥取南五丁目一一番九号
合同会社とちたて企画
代表社員　藤井　哲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
埼玉県日高市高萩六七二番地一
ラフター合同会社
代表社員　下田　敦郎

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
東京都台東区今戸一丁目一三番一〇号
Ａ．Ｉ．Ｐ合同会社
代表社員　赤星　祐輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
東京都荒川区南千住一―四五―一〇カーサケイワイＮＯ．１―三〇三号
ＮｏｒｔｈＪａｐａｎ合同会社
代表社員　荒木　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
合同会社ＷｉｌｌＳｈｉｎｅ
代表社員　川本　一輝

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二日
東京都品川区大崎二丁目九番一号
株式会社ＴＯＫＹＯＴＯ　ＣＡＰＩＴＡＬ
代表取締役　劉　怡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
長野県松本市大字笹賀八一四〇番地サンリッツ杉山一〇六　Ｔビレッジ合同会社
代表社員　長島　拓也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月七日であり、組織変更後の商号はＰｒｉｍｅＷｏｒｋｓＪａｐａｎ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日
岡山県倉敷市広江六丁目一番一五号片岡ビル二階
ＰｒｉｍｅＷｏｒｋｓＪａｐａｎ合同会社
代表社員　中村　龍太

組織変更公告

当組合は、令和七年七月二十日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月二日
山口県山口市阿東徳佐上一三七九番地二
農事組合法人ふなひら
理事　梅地　茂美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億三万五千四百六十四円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一七三頁（号外第一四八号）
令和七年十二月二日
東京都港区南麻布三丁目二〇番一号
株式会社ＨａｓｈＰｏｒｔ
代表取締役　吉田　世博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三十万円減少し金二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月六日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日

東京都文京区本郷三丁目三五番三号本郷Ｕ　Ｃビル四階　Flare Investment合同珎社

代表社員　髙木　宏恭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十八万円減少し金八十二万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月六日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二日

東京都千代田区飯田橋一丁目八番九号　ニューシティハイツ飯田橋七〇七

Flare Wireless合同珎社

代表社員　Flare Investment合同珎社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　六十七頁（号外第一四三号）

令和七年十二月二日

大阪市中央区平野町四丁目一番二号　大阪湾ＬＮＧシッピング株式会社

代表取締役　岡本　素直

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億三千八百四十二万七千四百五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　九十頁（号外第一一六号）

令和七年十二月二日

福岡県大野城市川久保一丁目二番一号　株式会社ドラッグイレブン

代表取締役社長　半澤　剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二日

名古屋市熱田区波寄町五番二五号　株式会社シモデン

代表取締役　三輪　幸弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二日

三重県鈴鹿市江島町亀池六三三番地の一　スカイリース株式会社

代表取締役　下野　太郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
九八	二	一二	平成十四年四月一日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）	九八ページ一段二一行目と二二行目の間に次のとおり加える。 光達距離　三・〇海里
二二九四	二	終りから二	二八〇三	〃一七
四一三一			〃一五三・〇	六・〇 三・五
二〇二一		終りから一	九五・五	五・〇
四四		終りから一二	六・〇	五・〇
六三二二		一二	九・五	九・四
二七四		一五	四・〇	三・五
八二		九	四・〇	三・五
八二		終りから一一	四・〇	三・五
五二		終りから一六	潮瀬埼	塩瀬埼
二〇二二		一四	両津市	佐渡市